

地域包括ケアシステムの構築について

1 地域包括ケアシステムの構築の支援

県では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）までに、各市町村で地域包括ケアシステムが構築されるよう支援を行うこととしている。

2 市町村及び地域包括支援センターの現状と課題の把握について

地域包括ケアシステムの構築を支援していくにあたり、現状とシステム構築上の課題を明らかにするため、市町村及び地域包括支援センターを対象に「地域包括ケアシステムに関する調査」を実施した。

(1) 調査期間

平成25年5月27日～6月14日

(2) 調査項目

【市町村】

「日常生活圏域の設定状況」、「地域包括支援センターの組織、体制」、「センター事業における課題」、「地域ケア会議の取組状況」、「地域包括支援センター運営協議会の設置状況」、「システム構築上の課題」、「県に求める支援」、「被災市町村における課題」等

【地域包括支援センター】

「地域包括支援センターの組織、体制」、「センター事業における課題」、「地域ケア会議の取組状況」、「システム構築上の課題」、「県に求める支援」、「被災市町村における課題」等

(3) 調査結果

資料No.3-2 「地域包括ケアシステムに関する調査結果報告書」市町村編

資料No.3-3 「地域包括ケアシステムに関する調査結果報告書」地域包括支援センター編

3 調査により明らかとなった課題について

調査結果の分析により得られた地域包括ケアシステム構築上の主な課題は次のとおり。
(主な課題)

- (1) 日常生活圏域：1市町村1圏域とする市町村が18あるが、サービスへのアクセス等を考慮した圏域の設定の見直しが必要。
- (2) 実施方針・運営方針：包括的支援事業を委託している10市町村のうち実施方針を提示しているのは7市町村。実施方針は委託に際して委託の具体的な内容を示す仕様書に相当するものであるため、未提示市町村は早急に提示する必要。
- (3) 3職種の配置：3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）すべてが適正配置されているセンターは51か所中25か所（49%）
- (4) センター事業：包括的支援事業が担う介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務の各業務とも「業務量が過大」としており、包括的・継続的ケアマネジメント業務に力を入れることができない状況により、地域包括ケアの推進体制が脆弱化するおそれがある。

- (5) 住民への周知：地域包括ケアシステムを構築していくには住民の参画が重要であるが、地域包括ケアシステムの内容が住民に周知徹底されていないため、なお一層の取組が必要。
- (6) 地域包括支援ネットワーク：高齢者の地域での生活を支えていくためには様々な関係機関、団体による多職種のネットワーク構築が重要であるが、33 市町村中 7 市町村でネットワークが構築できていない、または体制が整っていない状況であるため、なお一層の取組が必要。
- (7) 医療と介護の連携：できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築のためには医療と介護の連携が重要であるが、33 市町村中 22 市町村が「連携のシステムがない」など医療と介護の連携に課題があるとしている。
- (8) 地域ケア会議：地域ケア会議での個別ケースの検討は行われているが、多くは潜在ニーズ（地域課題）の把握、地域づくり・資源開発の検討及び市町村への政策提言にまで結びついておらず、機能化へ向けた取組が必要。
- (9) 地域包括支援センター運営協議会：事業計画、予算、事業報告及び決算などは多くの市町村で審議されているが、「センターの設置事項」及び「センター職員の確保策」などは審議が低調であるため、形式的な審議会運営となっているおそれがあること。
- (10) 地域包括ケアシステム構築上の課題：33 市町村中 26 市町村が財政上の課題を挙げているが、地域支援交付金の活用を含め、財源の確保に努める必要。
また、財政上の課題を除く課題について、センター調査で最も多かったのは「高齢者の安心した住まいの確保」であったが、総合的に見ると医療との連携に係る課題が多い。
- (11) 被災市町村に対する支援：仮設住宅から災害公営住宅へと生活ステージが変わっていくため、高齢者を取り巻くコミュニティの変化に対応した支援が必要。

4 課題への対応と支援策について

市町村が県に求める支援では、「先進事例や県内の実施状況等の情報提供」、「医療と介護の連携」、「センター職員の資質向上のための研修」などが挙げられており、上記の課題等を踏まえ、地域包括ケアシステムを構築する上での市町村の役割及び県の支援策を内容とする平成 37 年度までのロードマップを市町村に提示し、意見交換等を行うことにより、県と市町村が認識を共有し、市町村の地域包括ケアシステム構築の取組を促進

(1) 市町村等地域包括ケア担当課長会議

9 月 27 日（金）に標記会議を開催し、市町村、地域包括支援センター等に説明、意見交換を行う。

(2) ロードマップの活用

市町村においては、項目ごとの重要度や優先度を判断しながら具体的な取組を進めしていく際の手引きとして活用

(3) 県による支援事業

県による支援策については、平成 26 年度から順次、事業化を図り推進